平成２６年（フ）第５２２号
兵庫県姫路市花田町小川657番地　姫路花田鉄筋２号棟304号
債務者　松山史枝こと　宋　　石南
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５２９号
兵庫県加古川市山手１丁目13番４―304号
債務者　大西　智子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第８号
兵庫県相生市双葉２丁目１番４号メゾンドール双葉Ａ―105号
債務者　谷村　幸祐
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１７号
兵庫県姫路市花田町勅旨103番地　市営勅旨第二１棟26号
債務者　ジョイント工房こと　中島　康弘
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３４号
広島市西区小河内町１丁目19番１―305号
債務者　上野　幸江
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０号
広島市東区牛田東２丁目２番44―202号
債務者　藤本　妙子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２号
広島市中区白島北町18番１―532号
債務者　大植　元子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９４号
富山市向新庄町３丁目３番27―101号　アルエ松田Ｄ棟
債務者　水木　光晴（旧姓高柳）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３２号
秋田市卸町５丁目６番18号
債務者　畠山　康伸
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２号
長野市三輪９丁目16番７号　新基宇木荘１Ｆ西側
債務者　渡邉　　洋
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
福岡県飯塚市飯塚１番30号　畠山アパート１号、前住所福岡県飯塚市忠隈32番地１
債務者　有吉　忠義
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２８号
大分県別府市大字鶴見4546番地の123　高平ビル307号
債務者　市川　朱里
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１号
北海道沙流郡平取町字二風谷79番地７
債務者　大石　英司
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第２号
北海道沙流郡平取町字二風谷79番地７
債務者　大石由利子（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第２号
群馬県桐生市新里町新川522番地２、住民票上の住所群馬県みどり市笠懸町阿左美3694番地２
債務者　亀井美知子（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３号
三重県鈴鹿市白子３丁目22番７号
債務者　櫻井　千里
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
津地方裁判所破産係